

○国立大学法人筑波技術大学情報処理通信センター規程

〔平成17年10月3日〕
規程第9号

最終改正 令和7年2月19日規程第15号

国立大学法人筑波技術大学情報処理通信センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第18条の規定に基づき、本学の情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図るため、情報処理通信センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共用計算機及び学内ネットワークシステムの管理運用に関すること。
- (2) 情報処理及び通信に係る調査及び開発研究に関すること。
- (3) 情報処理及び通信に係る整備計画及び予算に関すること。
- (4) その他情報処理及び通信に関し必要な業務

(構成員)

第3条 センターは、次の構成員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授、准教授、専任の講師、助教及び助手のうちから学長が指名する者(センター長等)

第4条 センター長は、学長の命を受け、センターの校務を掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター構成員の教授、准教授及び専任の講師
- (4) 産業技術学部、保健科学部、共生社会創成学部及び障害者高等教育研究支援センターの教授、准教授又は専任の講師のうちから学長が指名する者 若干名
- (5) 大学戦略課長

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報処理及び通信に係る基本構想の策定に関する事項
- (2) 全学共用計算機及び学内ネットワークシステムの管理運用に係る基本方針に関する事項
- (3) センターの運営に関する重要事項
- (4) その他センター長が必要と認める事項

(任期)

第7条 第3条及び第5条第2項第4号に定める構成員及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、構成員又は委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充て、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(委員以外の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行後最初の構成員等の任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。